

学校法人銀杏学園 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人銀杏学園寄附行為第41条の規定に基づき、学校法人銀杏学園（以下「学園」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事長をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- (3) 職員理事とは、学園の職員（学長を含む。）として給与を支給している理事をいう。職員が役員となったときは、職員としての身分は継続し、役員在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 職員評議員とは、学園の職員（学長を含む。）として給与を支給している評議員をいう。
- (6) 非常勤評議員とは、前号以外の評議員をいう。
- (7) 役員等の報酬等とは、報酬、退職慰労金その他の役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、学校法人銀杏学園給与規程（以下「給与規程」という。）及び学校法人退職金支給規程に基づくものを含まない。
- (8) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事及び職員理事に対しては、報酬を支給する。
- (2) 職員評議員に対しては、役員等としての報酬等は支給しない。
- (3) 非常勤理事及び監事に対しては、報酬及び退職慰労金を支給する。
- (4) 非常勤評議員に対しては、報酬を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤理事及び職員理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- 2 常勤理事及び職員理事以外の役員等に対する報酬の額は別表第2に定める額とし、退職慰労金の額は別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤理事、職員理事及び監事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月23日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）
- (2) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内
- 2 非常勤理事及び非常勤評議員の報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。また、非常勤理事の退職慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

- 第6条** 役員が職務執行のため出張した場合は、別表第4に定める額の旅費を支給する。
- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
 - 3 旅費の支給は別に定める旅費規程に基づいて行う。

（報酬等の日割り計算）

- 第7条** 新たに常勤理事、職員理事及び監事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤理事、職員理事及び監事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

- 第8条** この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50円以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

（公表）

- 第9条** この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

- 第10条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）

- 第11条** この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日より施行する。なお、本規程施行に伴い「学校法人銀杏学園役員報酬規程」、「学校法人銀杏学園評議員報酬規程」及び「学校法人銀杏学園役員旅費規程」は廃止する。
- 2 この規程は、令和4年4月1日より改正施行する。
- 3 この規程は、令和5年3月15日より改正施行する。

別表第1（常勤理事及び職員理事の報酬）

役職名	報酬の額
常勤理事	～130万円／月
職員理事	～20万円／月

別表第2（常勤理事及び職員理事以外の役員等の報酬）

非常勤理事	理事会等会議への出席	日額2万円	
監事	監事監査、理事会等会議への出席 その他法人業務のための勤務	常勤	～80万円／月
		非常勤	月額5万円
職員評議員	無報酬（給与規程に則り職員としての給与のみ支給）		
非常勤評議員	評議員会等会議への出席	日額1万円	

別表第3（役員等の退職慰労金算定式）

在任年数	退職慰労金
0～3年未満	0円（菓子折りのみ）
3～5年未満	2万円
5～7年未満	3万円
7～9年未満	4万円
9～11年未満	5万円
11～13年未満	6万円
13～15年未満	7万円
15～17年未満	8万円

※常勤理事、職員理事、常勤監事、職員評議員には適用しない。

※非常勤評議員については退職慰労金は支給せず、菓子折りのみとする。

別表第 4

旅費の区分	旅費額		
鉄道賃	常勤理事	旅客運賃 グリーン車 特別急行料金	
	上記以外の役員	旅客運賃 普通車 特別急行料金	
船賃	常勤理事	特別料金	
	上記以外の役員	普通料金	
航空賃	実費		
車賃	実費		
日当	宿泊を伴う出張	常勤理事	4,000円
		上記以外の役員	3,000円
	宿泊を伴わない片道20km以上の出張	常勤理事	2,000円
		上記以外の役員	1,500円
宿泊料	常勤理事	13,000円	
	上記以外の役員	11,000円	